

### Ⅲ 使用上特に注意すべき農薬

#### 目 次

1 人畜・魚毒性で使用上特に注意を要する農薬 .....	21
2 農薬によるみつばちへの危害防止 .....	22
3 他作物等に対して使用上特に注意を要する農薬 .....	23
4 クロルピクリン剤の安全使用について .....	24
5 バラコートを含有する除草剤の 保管管理・安全使用について .....	24

### Ⅲ 使用上特に注意すべき農薬

#### 1 人畜・魚毒性で使用上特に注意を要する農薬

##### (1) 急性毒性の強い農薬

農薬中毒事故のほとんどは急性中毒であるので、完全な防備と慎重な取扱いが必要である。

###### <使用上の注意>

- ①希釈、調製する場合はマスク、手袋を着用し、薬剤を吸入又は身体に付着させないよう十分気をつける。
- ②散布作業に当たっては、散布用のマスク、眼鏡、手袋、防除衣等を完全着用し露出部分をできるだけなくする。また、長時間の作業は避ける。少しでも薬剤が身体に付着した時は、直ちに作業を中止してよく洗う。
- ③使用に当たっては、事前に作業者全員に農薬の特性を周知させるとともに、農業普及振興室等の指導を受けるようにする。
- ④経験者を中心にして作業分担を定め、責任者の指導に従って作業を行う。
- ⑤散布の際は、薬剤が飛散しないよう注意する。例えば、ばれいしょのほ場で広範囲にオキサミル粒剤(バイデートL粒剤)を使用する場合は、乗用トラクター装着重力落下式散布機に限定されている。
- ⑥毒物、劇物に該当する農薬以外の普通物の農薬にあっても、すべて上記に準じて安全に使用する。

##### (2) 水質汚濁性農薬

CAT(シマジン剤)は、水産動植物に著しい被害が出たり、公共用水域の水質汚染などのおそれがあるため、農薬取締法により「水質汚濁性農薬」として指定されており、使用に当たっては十分注意する必要がある。

###### <使用上の注意>

- ①薬剤が河川、湖沼、海域及び養魚池などに飛散又は流入するおそれのある場所では使用しない。また、これらの場所以外でも、一時に広範囲に使用しない。
- ②使用した機械、器具、タンク等の洗浄は、水路、河川等では行わない。
- ③使用残農薬や洗浄水、農薬の空びん・空袋等は水路、河川等に廃棄しない。

下表には、本指針に採用していない農薬もあるが、使用上特に注意すべき農薬として、注意喚起するものである。

区分	有効成分	主な商品名	指針採用	危被害が問題となる事項	安全対策上の注意事項
殺虫剤	メソミル (混合剤を含む)	ランネット45DF ランネット微粒剤F ランダイヤ粒剤 (販売終了)	無	人畜に対し急性毒性が強い (特に吸入毒、経口毒が強く、散布中の事故が多い)	・マスク、メガネ、手袋絶対着用 ・薬液は直接浴びない ・ハウス内は使用を禁止 ・保管庫の施錠
くん蒸剤	クロルピクリン	クロールピクリン クロピク80 ドジョウピクリン ドロクロール	有	・窒息性有毒ガスを発生する	「4 クロルピクリン剤の安全使用について」P24参照
除草剤	ジクワット・パラコート	プリグロックスL マイゼット	有	人畜に対し急性毒性が強い (特に誤用事故が多い)	「5 パラコートを含む除草剤の保管管理・安全使用について」P24参照
	ジクワット	レグロックス	有	人畜に対し急性毒性が強い	・散布は低圧で、飛散防止ノズル、カバーを用いる ・施錠の厳守
	シメトリン・モリネット・MCPB	マメットSM1キロ粒剤 (販売終了)	無	特に養魚池、養魚田に流入するおそれのあるところでは、使用を避ける	・絶対に薬液が河川、池等に流入飛散しないようにする ・残液は、絶対に河川、池等に捨てない。
	CAT	シマジン シマジン粒剤1 (失効)	無	水質汚濁性農薬に指定されている	・空袋、空びん等は完全に処理

#### 注 「毒物」「劇物」に該当する農薬の取扱いについて

○毒劇物の適切な保管管理については、販売業者はもちろん、農業者も「業務上取扱者」として、「毒物及び劇物取締法」の規制対象となるので注意を要する。

▲厚生労働省化学物質安全対策室「毒物劇物の適切な保管管理について」

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/hokan/hokan.html>

○毒劇物の保管庫には必ず「施錠」する。盗難・紛失の場合は、警察署へ速やかに連絡する。

○毒劇物の販売業の登録がなければ、毒劇物の農薬の販売・譲渡はできない。

○農作物だけに使用できる毒劇物の農薬を、毒性が強いという理由で、動物の忌避や駆除の目的で使用してはならない。

## 2 農薬によるみつばちへの危害防止

農薬によるみつばちの危害防止を図るためには、現地において農薬使用者と養蜂業者との情報交換を密にすることが基本となるため、以下の対応により連携の緊密化を図る。

### (1) 有人ヘリコプター・無人航空機防除計画と巣箱位置情報の相互共有

関係機関・団体等は、「有人ヘリコプターによる防除計画」、「無人航空機による防除計画」及びみつばちの「巣箱位置情報」等について、次表ア～ウにより、相互に情報交換し共有する。

なお、防除計画、巣箱位置情報とも個人情報を含むため、情報提供は必要な範囲に留めるとともに、取扱いには十分に注意する。

#### ア 防除計画の情報提供

実施機関・団体等	対応
農林水産政策課	次の機関・団体に防除計画を提供 ○県関係(県庁畜産課、農林水産事務所) ○青森県養蜂協会
農林水産事務所	養蜂業者及び市町村・農協から照会があった場合に、防除計画を提供
市町村、農業協同組合	養蜂業者から照会があった場合に、防除計画を提供
青森県養蜂協会	傘下の支部に防除計画を提供 支部は、養蜂業者から照会があった場合に、防除計画を提供
水稻生産者等の農薬使用者	農薬使用地周辺の養蜂業者に防除計画を提供

注) 防除計画の詳細な散布場所・時期等について、養蜂業者は次のところへ照会する。

- 1 有人ヘリコプター:青森県航空防除推進協議会(事務局:青森県農業共済組合)
- 2 無人航空機:無人航空機防除計画にある実施主体者

#### イ 巣箱位置情報の提供

実施機関・団体等	内容
農林水産事務所	次の機関・団体に対して、巣箱位置情報を提供 ○青森県航空防除推進協議会 ○青森県産業用無人ヘリコプター協議会 ○市町村、農業協同組合(必要に応じて)
市町村、農業協同組合	管内の水稻生産者等の農薬使用者から照会があった場合、巣箱位置情報を提供
養蜂業者	放飼地域周辺の水稻生産者等農薬使用者から照会があった場合、巣箱位置情報を提供

#### ウ その他の情報提供

実施機関	内容
農林水産政策課	みつばちへの危害防止に係る情報を随時、関係機関・団体等に提供するほか、岩手県に対して次の情報を提供 ○水稻、りんごに係る防除指針 ○その他
病害虫防除所	青森県農業・就農情報サイト(農なび青森)への掲載により、「斑点米カメムシ類に係る発生予察情報」を広く提供
農林水産事務所	管内の青森県養蜂協会支部に対し、次の情報を提供 ○水稻、りんごに係る地域の防除暦 ○斑点米カメムシ類に係る発生予察情報

### (2) 広報紙等による周知及び講習会等における指導

関係機関・団体は、農薬適正使用に係る指導に加え、広報誌、情報誌、ホームページ等に次の事項を掲載するとともに、講習会等で指導する。

#### ア 水稻生産者等の農薬使用者の対応

(ア) 水稻の斑点米カメムシ類防除に使用する殺虫剤は、みつばちへの影響力が大きいことから、薬剤散布前には周辺の養蜂業者に散布計画を知らせるなど、積極的に情報交換する。

みつばちを放飼している地域周辺(みつばちの行動範囲は巣箱から2km程とされる)では、みつばちへの毒性がある農薬(右マーク)の使用を避ける。

また、地域の実情に応じて、みつばちの活動が盛んな時間帯(午前8～12時)における農薬散布を避けるほか、水田畦畔等の開花雑草へのみつばちの訪花を防ぐため、事前に畦畔の除草を実施する。

(イ) 岩手県東北広域振興局管内(二戸市、久慈市、一戸町、洋野町、軽米町、九戸村、野田村、普代村)の水田に水稻を作付け(出作)している場合は、次の点に注意する。

① 地域(主に二戸地方)によっては、水稻生産者と養蜂業者が、使用する農薬、使用方法を取り決めている場合があるため、巣箱位置情報の入手と併せて、岩手県東北広域振興局、出作地の農協等に使用可能な農薬等に



ついて問い合わせる。

② 出作地付近の養蜂業者との情報交換を行う。

#### イ 養蜂業者の対応

(ア) みつばちを放飼している地域周辺の水稻生産者や防除業者等に対して巣箱の位置を周知するなど、積極的に情報交換を行う。

また、巣箱を移動した場合は、所管する農林水産事務所へ連絡する。

(イ) 有人ヘリコプターや無人航空機による防除計画の情報を青森県養蜂協会各支部を通じて入手する。

(ウ) 蜜源、花粉源はもとより、専用の水場の確保にも努める。

### 3 他作物等に対して使用上特に注意を要する農薬

区分	有効成分	商品名	指針採用	危被害が問題となる事項	安全対策上の注意事項
植物成長調整剤	ジクロロプロップ	ストップボール液剤	有	ホルモン作用による他作物への薬害	万一、ながいもに飛散した場合、ながいもは感受性が高いので、薬害(変形)が生ずる。

注 本剤以外にも注意を要する農薬があるので、各作物の「(2)防除方法」の「参考及び注意事項」欄や「薬害」欄を参照すること。

### 4 クロルピクリン剤の安全使用について

本県では、ながいもやごぼう等の根菜類の作付けが多く、これらの土壌病害虫を防除するためクロルピクリンの使用頻度が高いが、近年は使用者の不注意等が原因と見られる事故の発生が目立っている。

本剤の使用に当たっては、輪作、休耕等の代替対策を含めて再検討するとともに、やむを得ず使用する場合は次の事項を確実に遵守する。また、指導機関においてはその指導を徹底する。

クロルピクリン剤は、野菜等の病害虫防除に有効な土壌くん蒸剤であるが、催涙性を伴う強い刺激臭があり、地上に漏れ出たガスが、作業や周辺住民・環境に重大な悪影響を与えるおそれがある。

このため、農薬取締法第25条に基づく「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」により、クロルピクリンの使用者は、土壌からの揮散防止のために必要な措置(ポリエチレンフィルム等による被覆など)を講ずるよう努めることとされている。

#### <使用上の注意>

- 使用後は、直ちにポリエチレンフィルム等(厚さ0.03mm以上の厚めのもの、難透過性のもの)で被覆するなど、揮散防止のために必要な措置を講じる
- 使用時は、防護マスクや防護メガネ等を着用する
- 処理作業は、気温・地温の低い午前中か夕方に行う
- 人家や畜舎等に近接する農地での使用を避けるとともに、人家や畜舎等の近郊では、それらが風下になる場合は作業を一時中断する
- 揮散したガスは低地にたまりやすいため、農地近郊の低位置に人家や畜舎等がある場合は使用しない
- 降雨等により地下水や河川等に流入するおそれがある場合は使用しない
- 施錠可能な冷暗所に保管する
- 使用済みの空き缶等は、周囲に影響を及ぼさないよう適切に処分する
- トラック等で薬剤を運搬する場合は、薬剤が脱落しないよう確実に固定して積載する

### 5 パラコートを含む除草剤の保管管理・安全使用について

パラコート除草剤(商品名グラモキソンS:失効済)が清涼飲料水に混入されるなど、農薬本来の用途以外に不正使用される事件が社会問題となったこともあり、危被害防止に配慮してパラコートの含有量を少なくし、他の成分と混合した除草剤(商品名プリグロックスL、マイゼット)が普及している。

しかし、パラコートを含有する除草剤は「医薬用外毒物」であり、人畜に対し急性毒性が強く、誤用による事故も全国的に多いことから、保管管理や使用法について下記事項等が厳守されるよう、指導を徹底する。

#### <使用上の注意>

- 使用に当たっては、必ず製品のラベル記載事項をよく読み、その指示に従う
- 誤飲しないよう絶対に他の容器に移しかえない
- 直射日光を避けた低温な場所に、子供の手が届かないよう保管庫又は部屋に密栓して厳重に施錠して保管する
- 買いだめしないで、その都度使用する量を購入し、開封しなかったものは返品する
- 散布液調製及び使用の際は、皮膚に接触したり、目に入ったりしないよう、必ずゴム手袋、防護メガネ、防護マスク、ゴム長靴、防除衣を着用する
- 散布は、ミスト機では絶対に行わず、噴口に飛散防止カバーを付けるか、飛散防止ノズルを使用して泡散布を行う
- 作業は朝夕の涼しい時間帯を選び、2時間程度で散布者を交代するなどして同一人が長時間継続して作業を行わ

ない。また、過労時には、散布を行わない

- 誤飲した場合は、生命にかかわるので、一刻も早く吐き出させ、直ちに救急搬送して医師の手当を受ける
- 本剤使用中に身体に異常を感じた場合には、安静後、速やかに医師の手当を受ける
- 本剤は眼に対して極めて強い刺激性があるので、万一、眼に入った場合にはできるだけ早く十分に水洗し、眼科医の手当を受ける
- 本剤は皮膚に対して刺激性があるので、皮膚に付着しないよう注意し、付着した場合には、直ちに石けんでよく洗い落とす
- 水源池、養殖池等に本剤が飛散、流入するおそれのある場所では使用しない
- 公園、堤とう等で使用する場合は、散布中及び散布後(少なくとも散布当日)に小児や散布に関係のない者が使用区域に立ち入らないよう縄囲いや立て札を立てるなど、人畜等に被害を及ぼさないよう注意を払う
- 作業後は、身体を洗い流し、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換する
- 作業時に着用した衣服等は、他のものとは分けて洗濯する
- 散布液を調製した容器及び散布器具は、使用后、石けん水で十分洗う
- 散布器具、容器の洗浄水は河川等に流さない。また、使用後の空容器はほ場などに放置せず、必ず危険のない場所で処理する